

議案第52号 令和5年度長久手市一般会計補正予算（第8号）
家庭児童相談室事業

「こども家庭センター」について

1 こども家庭センターとは

児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とするものです。令和4年の児童福祉法の改正により、市町村において子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、双方の機能の一体的な運営を行う機能を有する機関の設置に努めるとされました。

2 業務

母子保健機能（子育て世代包括支援センター）や児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）において実施している相談支援等の取組に加え、新たに妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成や、民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担うことで、更なる支援の充実・強化を図ります。

3 組織

組織全体のマネジメントを行う責任者である「センター長」を配置し、母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有する「統括支援員」を中心として、子ども家庭支援員、保健師等の各専門職が一体的に支援を行います。

4 本市のこども家庭センターについて

(1) 設置時期

令和6年4月（予定）

(2) 設置場所

市役所本庁舎2階東側（現たつせがある課事務室）

5 今後について

令和5年第4回定例会で補正予算が可決された後、母子保健機能が移動する先の事務室の改修工事及び必要な備品等の購入手続を開始し、令和6年3月に改修工事の実施、備品等の納入を受け、月末に母子保健機能の移動を実施し、同年4月に、こども家庭センターを設置する予定です。